

前橋市予防接種健康被害調査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要項は、市が実施した予防接種による健康被害の補償について、適正かつ円滑な処理をはかるため設置する、予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、予防接種による健康被害について医学的見地から調査を行うものとし、次の各号に掲げる事項に関し、市長に報告するものとする。

- (1) 健康被害発生事例の疾病状況及び診療内容に関する事項に基づき資料収集をすること。
- (2) 特殊検査又は剖検の実施に関する意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 前橋市保健所長
- (2) 専門医師 2人
- (3) 前橋市医師会が推薦する者 2人

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、市長の要請に応じ、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- (2) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(4) 委員会の会議は、非公開とする。

(意見聴取)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求むることができる。

(報告)

第7条 委員長は、審議の結果を文書をもって市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康部保健予防課において処理する。

(特別な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、昭和53年 7月21日より施行する。

この要綱は、昭和58年 4月 1日より施行する。

この要綱は、昭和63年10月 1日より施行する。

この要綱は、平成 6年 4月 1日より施行する。

この要綱は、平成 6年10月 1日より施行する。

この要綱は、平成10年10月15日より施行する。

この要綱は、平成14年 7月15日より施行する。

この要綱は、平成16年 5月10日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。